

島根県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		5.4E-3	1.2E-1	1.8E+1	18.2
64	エトフェンプロックス	8.2E+0	8.8E+0	7.0E+0	4.1E+0	28.1
117	テブコナゾール				1.5E+0	1.5
139	トラロメトリン			7.1E-1	5.0E-1	1.2
140	フェンプロパトリン			9.7E-1		1.0
153	テトラメトリン	7.2E+1	6.3E+0	8.9E+1		167.1
181	ジクロロベンゼン	1.4E+2	1.3E+2			276.9
225	トリクロロホン		4.6E+0			4.6
248	ダイアジノン		4.2E-1			0.4
251	フェニトロチオン		1.1E+2	1.2E+0		107.9
252	フェンチオン	1.6E+0	4.1E+1	1.6E+0		44.0
256	デカン酸				2.5E-2	0.0
350	ペルメトリン	1.3E+1	2.7E+1	1.4E+1	1.4E+1	69.0
405	ほう素化合物		5.0E-1	1.2E+1	7.1E-1	13.2
427	カルバリル			6.4E+1		64.0
428	フェノブカルブ			4.0E+1	4.4E+1	83.4
457	ジクロロボス	2.8E+1	4.6E+2			489.2
合 計		2.7E+2	7.9E+2	2.3E+2	8.3E+1	1369.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等